（四）本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。ただし、外務省関係事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、（二）又は（三）の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（いわゆる「オプトアウト」の例）

・住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ（一）から（四）の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（第二の九の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合

四　「第三者」に該当しないもの【法第二十三条第四項・第五項関係】

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、一から三までの規定（法第二十三条第一項から第三項まで）にかかわらず、外務省関係事業者は当該個人データを提供することができる。

（一）個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

（二）合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

（三）個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア　共同利用をする旨

イ　共同して利用される個人データの項目

ウ　共同して利用する者の範囲

エ　利用する者の利用目的

オ　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称

ただし、イ又はウの規定に掲げる事項を変更する場合（第七の一の規定参照）は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、エ又はオの規定に掲げる事項を変更する場合（第四の二（一）の規定参照）は、変更する内容について、変更前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第八　保有個人データの開示等に関する義務

一　保有個人データの開示等【法第二十四条関係】

（一）外務省関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

ア　当該外務省関係事業者の氏名又は名称

イ　すべての保有個人データの利用目的（第五の四（一）から（三）までの規定（法第十八条第四項第一号から第三号まで）に該当する場合を除く。）

ウ　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（七の規定（法第三十条第二項）により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）

（ア）利用目的の通知の求め（二）の規定（法第二十四条第二項）参照）

（イ）開示の求め（二（一）の規定（法第二十五条第一項）参照）

（ウ）内容の訂正、追加又は削除の求め（三（一）の規定（法第二十六条第一項）参照）

（エ）利用の停止又は消去の求め（三（二）の規定（法第二十七条第一項）参照）

（オ）第三者提供の停止の求め（四（二）の規定（法第二十七条第二項）参照）

エ　当該外務省関係事業者が行う保有個人情報データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先

オ　当該外務省関係事業者が認定個人情報保護団体（法第三十七条第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

（二）外務省関係事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

ア　（一）の規定（法第二十四条第一項）により当該個人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

イ　第五の四（一）から（三）までの規定（法第十八条第四項第一号から第三号まで）に該当する場合

二　保有個人データの開示【法第二十五条関係】

（一）外務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

ア　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・医療機関等が患者の病名等を開示することで患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

イ　保有個人データを開示することにより、当該外務省関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（例）

・企業秘密が明らかになるおそれがある場合

ウ　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合

（例）

・刑法第百三十四条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第四条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

（二）他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に対し（一）の規定の本文（法第二十五条第一項本文）に定める方法に相当する方法で開示することとなる場合には、（一）の規定（法第二十五条第一項）は、適用しない。

（例）

・タクシー業務適正化特別措置法第十九条に規定する登録実施機関が、同法第十二条及び第十九条の規定に基づき、登録運転者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧を行う場合

（三）外務省関係事業者は、このガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記する」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

三　保有個人データの訂正等【法第二十六条関係】

（一）外務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。